

令和7年度

宮古の福祉

宮古市福祉事務所



宮古市市民憲章

宮古市、田老町、新里村が一つとなり、2005年6月、新しい宮古市が誕生しました。

その後、2010年1月に川井村が新しいまちづくりに加わり、さらなる発展に向けて共に歩み始めました。

宮古市は、本州最東端に位置し、太平洋から昇る太陽を迎え、緑深き森から流れる川が大海にそそぐまち、人びとのきずなを大切にするまちです。

宮古 みんなが やすらく このまち みやこ

私たちは、このまちを慈しみ、森、川、海と人々が調和する安らぎのまちをめざし、ここに市民憲章を定めます。

こころ育む美しい森

自然や環境を大切に、美しいまちをつくりましょう。

いのち育む清らかな川

健康で良く学び、いきいきとしたまちをつくりましょう。

めぐみ育む豊かな海

働くことに喜びをもち、力を合わせ住み良いまちをつくりましょう。

(平成18年6月6日制定)

「宮古の福祉」 目 次

総		括	…	1			
児	童	福	祉	…	9		
女性支援、母子・父子・寡婦福祉				…	37		
老	人	福	祉	…	47		
障	が	い	者	福	祉	…	65
生	活	保	護	…	99		
介	護	保	険	…	107		
そ		の	他	…	127		
資		料	編	…	137		

総 括

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(憲法第 25 条)

市町村の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているものをつかさどるところとする。

(社会福祉法第 14 条第 6 項)

総 括 目 次

I	宮古市の概況	3
II	宮古市福祉行政組織体系	4
III	民生費の予算、決算状況	6

I 宮古市の概況

1 沿革

宮古市は、昭和 16 年 2 月、人口 3 万人、世帯数 6,200 戸で市制を施行し、その後、平成 17 年 6 月に宮古市、田老町、新里村との合併により、また、平成 22 年 1 月に宮古市、川井村との合併により(新)宮古市としてスタートしています。平成 19 年 1 月 1 日には、「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち」を将来像と掲げ、鮭のごとく力強く活動するまち、心の豊かさやゆとりを実感できるまちを築くことを決意し、本市全域を『サーモンランド』と呼ぶことを宣言しています。

本市の特徴である豊かな自然とひとが調和し共生することにより、これらを積極的に生かしながら、心の豊かさやゆとりを実感し、自らの個性と能力を発揮していくことのできるまちづくりを目指しています。

(シンボルマーク)



2 位置

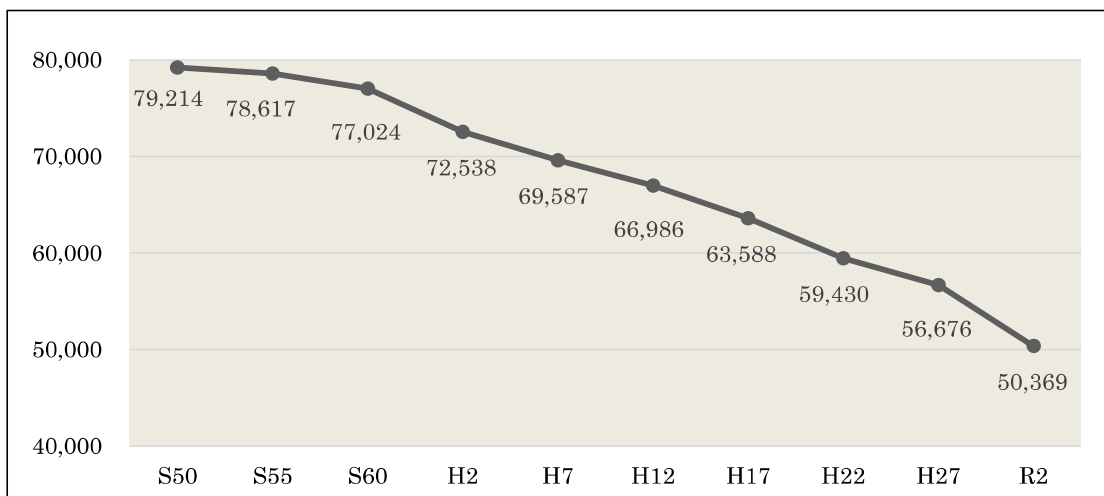
本市は、岩手県の海岸線のほぼ中央に位置し、重茂半島の東端にある鮭ヶ崎は、本州最東端（東経 142 度 4 分 34 秒）になっています。

東は太平洋に面し、西は海岸部までせまる北上山地を仰ぎ、山間には閉伊川、津軽石川等の主要河川が深い谷を刻み、太平洋に注いでいます。



3 面積 1,259.18 km²

4 人口 (各年国勢調査による)



Ⅱ 宮古市 福祉行政組織体系

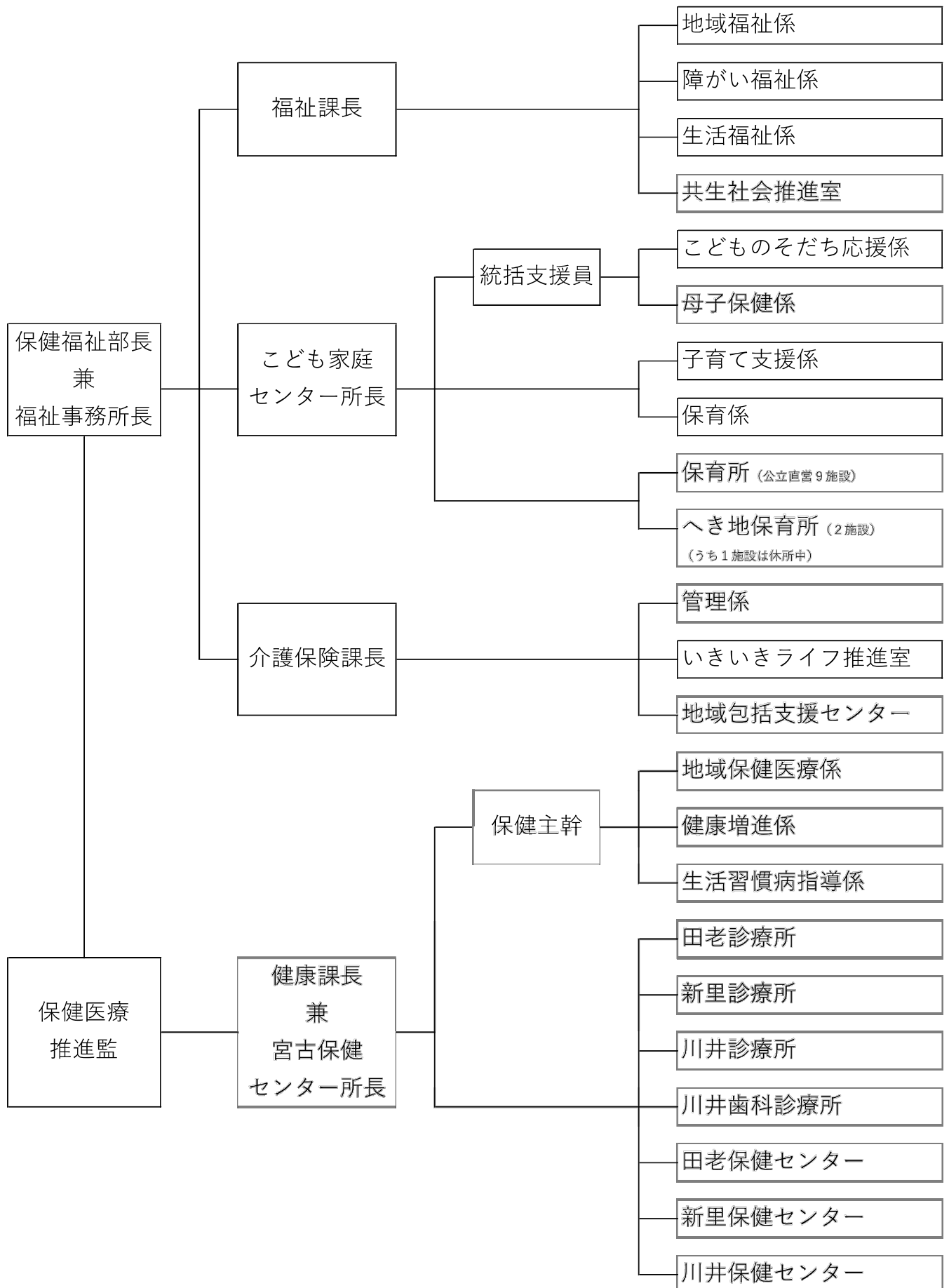
宮古市福祉事務所は、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 14 条第 6 項の事務をすることとし、設置されています。

平成 10 年 4 月の機構改革では、「地域福祉課」として、保健衛生関係課とともに「生活福祉部」の下に位置付けられました。平成 17 年 6 月 6 日の市町村合併では「福祉課」と「介護保険課」から構成される組織となり、平成 30 年 4 月 1 日からは「こども課」を含めた三課での体制となりました。令和 6 年 4 月 1 日から「こども課」は「こども家庭センター」に名称を変更しました。

このような中、社会状況の変化に対応しながら、保健福祉部の中で市民のさらなる福祉の増進に努めています。

1 宮古市福祉事務所の構成

担当課	担当係	主な事務分掌
福祉課	地域福祉係	福祉事務所の庶務
	障がい福祉係	身体障害者福祉法の施行事務 知的障害者福祉法の施行事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健及び精神障害者福祉に関する施行令の施行事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行事務 岩手県条例別表第 1 の 12 の項に規定する心身障害者扶養共済条例に関する事務 岩手県条例別表第 1 の 13 の項に規定する療育手帳に関する事務
	生活福祉係	生活保護法の施行事務 生活困窮者自立支援法に規定する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する事務
こども家庭センター	子育て支援係	児童福祉法の施行事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行事務 子ども・子育て支援法の施行事務 特別児童扶養手当等支給に関する法律に規定する事務
	こどものそだち応援係	児童福祉法の施行事務
	保育係	児童福祉法の施行事務 子ども・子育て支援法の施行事務
介護保険課	いきいきライフ推進室	老人福祉法の施行事務



Ⅲ 民生費の予算、決算状況

1 民生費の当初予算年度別推移

(単位：千円)

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 . 社会福祉費	5,423,175	5,126,894	5,238,778	5,214,488
(1) 社会福祉総務費	2,074,860	1,821,550	1,834,479	1,896,994
(2) 社会福祉施設費	36,474	31,208	74,057	33,149
(3) 国民年金費	27,313	14,811	8,884	7,097
(4) 老人ホーム費	123,452	124,432	139,868	148,540
(5) 老人福祉費	1,322,521	1,299,812	1,326,456	1,281,242
(6) 医療給付費	1,838,555	1,835,081	1,855,034	1,847,466
2 . 児童福祉費	3,163,925	3,205,300	3,198,378	3,080,938
(1) 児童福祉総務費	152,102	152,817	164,654	198,675
(2) 児童措置費	1,910,357	1,933,486	1,872,996	1,673,994
(3) 児童福祉施設費	1,101,466	1,118,997	1,160,728	1,208,269
(4) 少年補導施設費	0	0	0	0
3 . 生活保護費	1,413,188	1,377,108	1,350,536	1,242,258
(1) 生活保護総務費	73,188	77,108	85,536	84,258
(2) 扶助費	1,340,000	1,300,000	1,265,000	1,158,000
4 . 災害救助費	32,310	29,860	7,650	5,650
民生費合計	10,032,598	9,739,162	9,795,342	9,543,334

2 民生費の決算年度別推移

(単位：千円)

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 社会福祉費	5,915,793	5,483,667	6,072,291	6,225,268
（1）社会福祉総務費	2,673,985	2,228,438	2,813,299	2,840,635
（2）社会福祉施設費	35,085	29,397	69,009	33,149
（3）国民年金費	14,681	8,511	7,326	6,800
（4）老人ホーム費	133,250	127,816	139,049	151,867
（5）老人福祉費	1,291,082	1,304,995	1,239,788	1,341,178
（6）医療給付費	1,767,710	1,784,510	1,803,820	1,851,639
2. 児童福祉費	3,737,844	3,272,449	3,077,572	3,646,270
（1）児童福祉総務費	157,670	140,859	214,842	436,669
（2）児童措置費	2,459,894	2,120,026	1,757,000	1,935,368
（3）児童福祉施設費	1,120,280	1,011,564	1,105,730	1,274,233
（4）少年補導施設費	0	0	0	0
3. 生活保護費	1,305,799	1,208,686	1,243,885	1,255,521
（1）生活保護総務費	73,247	76,295	93,767	97,521
（2）扶助費	1,232,552	1,132,391	1,150,118	1,158,000
4. 災害救助費	19,279	8,298	330	500
民生費合計	10,978,715	9,973,100	10,394,078	11,127,559

※ 千円未満四捨五入

3 歳出決算の状況

(単位：千円)

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計決算	39,045,470	35,222,007	34,782,572	40,993,937
民生費	10,978,715	9,973,100	10,394,078	11,127,559
民生費の割合	28.12%	28.31%	29.88%	27.14%
市民一人当たりの民生費	225,154 円	209,991 円	224,344 円	247,510 円